

令和7年度 藤枝市営住宅 入居希望者（待機者） 募集案内

（待機者）とは

- 市営住宅でこれから発生する空室に入居を希望する方をいい、空室発生の都度登録順に紹介し、入居していただくものです。

待機者有効期限：令和8年6月30日

（有効期限までに市から連絡がなかった場合は、待機者登録は無効になります。）

受付期間

令和7年6月2日（月）～6月16日（月）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

申請方法 窓口・メール・郵送・Logoフォーム
にて受付をします。

（郵送でのお申込みの場合は6/16までの消印有効です。）

藤枝市 都市建設部 建築住宅課

〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1

TEL (054) 643-3481 (直通)

FAX (054) 643-3280

E-mail kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp

Logoフォーム <https://logoform.jp/form/Knxg/934148>

Logo フォーム



登録順を決定する抽選を行いますが出席は不要です。結果は後日通知します。

入居希望者(待機者)募集について

藤枝市では、住宅に困窮する低額所得者のために市営住宅を供給しております。
この市営住宅において空室が発生した場合、スムーズに入居していただくために、
待機者を募集します。

今回の募集は、入居を希望する方々を待機者として指定期間内登録するもので、
現に空室になっている住宅に対する入居の募集ではありません。

なお、申込書等に虚偽の記載や内容があることが判明した場合や、有効期間中に
入居資格を失った場合は、取り消しとなります。

【待機者募集団地】

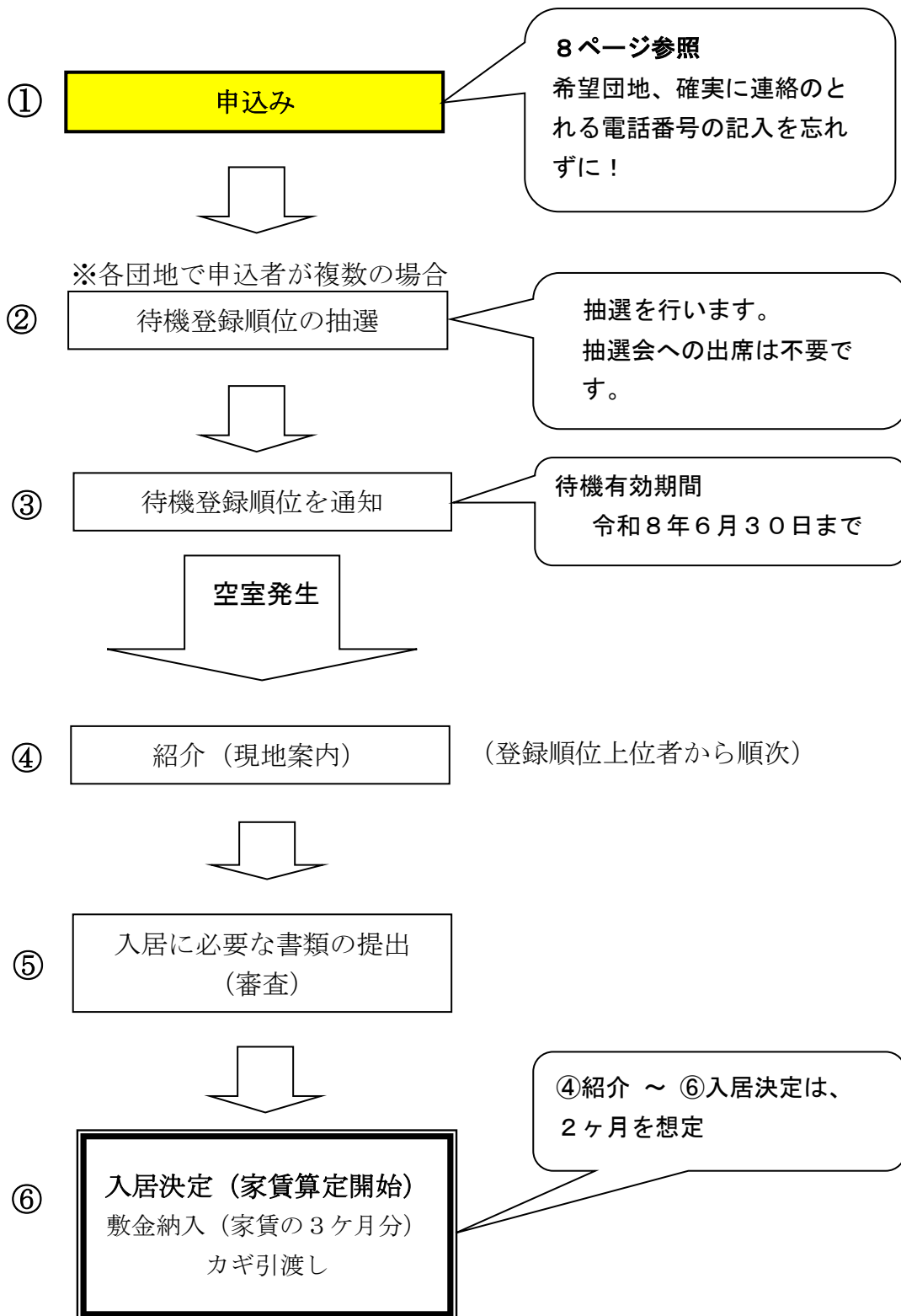
登録は原則1団地1タイプです。

各団地・タイプに申込者が複数の場合は抽選により順位を決めます。

登録団地・タイプ以外でご案内させていただくことがあります。

団地名	所在地	構造	建設年度	間取り	単身区分
大洲西団地	善左衛門三丁目 30-5 外	準耐火構造 2階建	S51 ~S55	3DK	可
三沢団地	時ヶ谷 1681	耐火構造 3階建	H元	2LDK-1	-
				2LDK-2	可
前島東団地	東町 4-5	耐火構造 5階建	H3	2LDK	-
平島団地	平島 12-1	耐火構造 4階建	H5 H6	3DK	-
				3LDK	
青葉町団地	青葉町一丁目 25-1	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H15	1DK	可
				2DK	-
				3DK	-
マンション スマイル	高柳 1丁目 9-41	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H23	2DK	可
				2LDK	-
クランダン	高柳 2丁目 6-9	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H23	1LDK	可
				2LDK	-
ソル・クレスト	高柳 3丁目 28-50	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H23	1LDK	可
				2LDK	-
サニーヒルズ 本町	本町 1丁目 11-5	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H27	1LDK	可
				2LDK	-
コリーナ	郡 1丁目 11-15	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H27	1LDK	可
				2LDK	-
リブラ	小石川町 4丁目 3-30	耐火構造 3階建 エレベーター付き	H30	1LDK	可
				2LDK	-

申込みから入居まで



申込みについてのご注意

1. 申込みは、1世帯につき1団地1タイプに限ります。

1世帯で複数の申込みをしたり、単身で申込みをした方が他の申込者の同居親族（入居時に同居する親族）となっている場合、申込みはすべて無効となります。
2. 申込み後の記載事項の変更は原則認められません。

申込書、その他提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、申込みは無効となります。登録後に判明した場合は登録が、入居決定後に判明した場合は入居決定が取り消されます。
3. 世帯を不自然に分割・統合して申し込むことはできません。

例えば、収入が基準額をオーバーするからという理由で、同居している親族を含めな
いで申し込んだ場合、または、夫婦が別居することとなるとして申し込んだ場合など
です。ただし、夫婦の婚姻関係が事実上破綻している等の特別な事情のある場合は、その
事実を証する書類を添えて申し込むことができます。
4. 入居は申込書に記載がある方のみとなります。
5. 持ち家のある方（登記簿上の名義人及び共有名義人）は、原則として申込みできません。
6. 県営住宅等公営住宅の入居者は原則として申込みできません。
7. 本市の市営住宅に過去に入居していた方で、家賃滞納等のため訴訟等で住宅を開け渡した方は、申込みできません。
8. ペットの飼育は禁止です。

市営住宅では、部屋の内外を問わず犬猫などのペットの飼育はできません。
9. 空室の紹介から入居決定までは概ね2ヶ月以内とし、入居手続き時に敷金（家賃の3ヶ月分）の納入が必要です。
10. 入居決定日から家賃が発生します。（月の途中から入居の場合は、日割りとなります）

家賃は毎年度、入居者の収入などによって変更となる可能性があります。
（家賃の支払方法は、指定の金融機関窓口またはコンビニでの納付のみです。
現在、口座振替等に対応しておりません。）

申込み資格

1. 本市に住民登録又は勤務場所を有すること。
2. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

ただし、離婚調停中などの特別な理由がなく夫婦が別居したり、世帯員以外のものを同居させるなどの不自然な世帯の申込みはできません。

(1) 同居できる親族には次の方も含まれます。

 - ① 事実上婚姻関係にある方。(住民票で「未届けの夫」または「未届けの妻」となっており、戸籍上でも他に婚姻届がないこと)
 - ② 婚姻の予定をしており、後日婚姻した旨の証明を提出でき、同居することが確実である方。
 - ③ 宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓者
 - ④ 扶養を要する親族と現在別居しているが、同居することが必要であり、かつ同居できることが確実である方。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

(注) 持ち家のある方、現在市営・県営住宅へ入居されている方は原則として申込みできません。
4. 市税(市民税、軽自動車税、国民健康保険税等)を滞納していないこと。

(注) 滞納している市税を分割納付している場合は、市税の滞納として取り扱いますのでご承知おきください。
5. 世帯の月収額が、収入基準額を超えないこと。

「収入基準について」参照
6. 申込者を含めた同居世帯員のいずれかに、「藤枝市暴力団排除条例」(平成 24 年藤枝市条例第 40 号)第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等がない方。
7. 申込者と同等以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人を立てられること。
8. 単身者の場合は、次のいずれかに該当する方に限り申し込むことができます。

(注) 入居できる住宅(間取り)が限定されますので、ご注意ください。
常時の介護を必要とする方で、居宅において必要な介護を受けることが出来ない方の申込みは、受け付け出来ませんのでご承知おきください。

【次頁へつづく】

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害のある方（1級～4級）
- (3) 精神障害を有している方（1級～3級）
- (4) 知的障害を有している方（A判定・B判定）
- (5) 生活保護を受けている方
- (6) 戦傷病者手帳をお持ちの方
- (7) 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- (8) 海外からの引揚者の方（引揚げ5年未満の方）
- (9) ハンセン病療養所入所者等の方
- (10) 配偶者からの暴力による被害者の方
 - ・一時保護または保護が終了した日から5年を経過していない方
 - ・裁判所の退去命令、接近禁止命令の効力が生じた日から5年を経過していない方

※ 上記のいずれかに該当する方でも、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます。詳しくはご相談ください。

提出書類について

申込書（別添様式）

（必要事項をすべて記入してください。）

① 郵送の場合

消印日を受付日とさせていただきます。不明な点などお伺いする場合がありますので、ご連絡先を必ずご記入ください。

連絡がつかない場合は無効となります。

入居決定時に訂正、必要書類添付等をして頂きます。

② メールの場合

発信日を受付日とさせていただきます。不明な点などお伺いする場合がありますので、ご連絡先を必ずご記入ください。

連絡がつかない場合は無効となります。

入居決定時に改めて図書の記名捺印、必要書類の提出等をして頂きます。

③ L o g o フォームの場合

回答日時を受付日とさせていただきます。不明な点などお伺いする場合がありますので、ご連絡先を必ずご記入ください。

連絡がつかない場合は無効となります。

入居決定時に訂正、必要書類添付等をして頂きます。

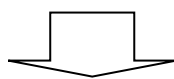
収入基準について

市営住宅に入居するには、世帯の月収額が基準を超えないことが必要です。

世帯の月収額とは、申込者および同居予定者全員の1年間の所得（原則として前年の所得）を下記の算式により算出した金額のことです。

【算式】

$$\frac{\text{世帯合計所得金額} - \left[\frac{\text{本人を除く同居親族数} \times 38 \text{万円} + \text{特別控除の金額} \right]}{12 \text{ヶ月}}$$



※収入基準 = 月額（一般世帯） 158,000円以下
（収入分位1～4）

（裁量世帯） 214,000円以下
（収入分位5～6）

分位1	0～104,000円
分位2	104,001～123,000円
分位3	123,001～139,000円
分位4	139,001～158,000円
分位5	158,001～186,000円
分位6	186,001～214,000円

裁量世帯とは

入居者又は同居者が下記のいずれかに該当する方。

- ① 世帯主が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である場合
- ② 身体障害のある方（1級～4級）
- ③ 精神障害を有している方（1級～2級）
- ④ 知的障害を有している方（精神障害を有している方の障害の程度と同等）

- ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6項症、または第1款症)
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- ⑦ 引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨ 同居者に中学校入学前の子どもがいる世帯

特別控除

【給与所得者控除】 控除額 = 原則一人につきその人の所得から 10万円
(本人の所得の範囲内)

申込者及び同居親族に給与所得または公的年金等にかかる雑所得を有する方
※給与所得又は公的年金等かかる雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額

【寡婦控除】 控除額 = 寡婦一人につきその人の所得から 27万円
※(ひとり親控除を除く) (本人の所得の範囲内)

1. 主たる生計維持者または同居親族で、夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす方。
 - (1) 扶養親族(年間所得金額が48万円以下であること)を有すること
 - (2) 年間所得金額が500万円以下であること。
 - (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
2. 主たる生計維持者または同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていないまたは夫の生死が明らかでない女性で1(2)及び(3)を満たす方

【ひとり親控除】 控除額 = ひとり親一人につきその人の所得から 35万円
(本人の所得の範囲内)

- 婚姻歴や性別にかかわらず、主たる生計維持者または同居親族で、現に婚姻をしていない、または配偶者の生死が明らかでない方で、次の要件を全て満たす方。
- (1) 生計を一にする子(年間所得金額が48万円以下)を有すること
 - (2) 年間所得金額が500万円以下であること
 - (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

【障害者控除】 控除額 = 一人につき 27万円

申込者または同居親族および扶養親族の中で、精神・身体に障害があり、手帳を交付されている方

【特別障害者控除】 控除額 = 一人につき 40万円

身体障害1～2級の方、精神障害1級の方、知的障害A判定の方

【老人扶養控除】 控除額 = 一人につき 10万円

70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方

【老人配偶者控除】 控除額 = 一人につき 10万円

70歳以上の控除対象配偶者である方

【特定扶養親族控除】 控除額 = 一人につき 25万円

年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方

参 考

空室発生に伴い入居が決定した際に提出していただく書類

- ① 住民票（本籍・続柄記載）
申込者及び同居予定者全員のもの。
- ② 所得課税証明書（市町等長発行で最新のもの）
申込者及び同居予定者全員の収入を証明する書類
- ③ 市町等税完納（納税）証明書
継続的に市内在住の方は、市役所西館 2 階納税課で発行しています。
- ④ 保証人関係書類
（印鑑登録証明書、所得課税証明書、誓約書）
- ⑤ 駐車場関係書類（市設駐車場の場合）
（使用申込書、誓約書、車検証写し）
- ⑥ 資格認定のための申立書
（単身者の場合）
- ⑦ 市営住宅に関する誓約書
（借り上げ住宅の場合）
- ⑧ その他市で必要とする書類

※ 入居決定時に待機者登録申込内容から変更があった場合は、必ずお申し出ください。